



埼玉県報

第 2852 号
平成 28 年(2016 年)
11 月 22 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)

条例

- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(南西部地域振興センター)
- 鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価調査計画書の縦覧(環境政策課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る公示(商業・サービス産業支援課)

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

- (一) 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。
- (二) 認定特定非営利活動法人の海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務を廃止する。
- (三) 文言及び項ずれの整理を行う。

三 施行期日

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十条第二項中「（法第五十四条第三項の書類に限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第十五条第一項中「及び第五十四条第二項から第四項まで」を「並びに第五十四条第二項及び第三項」に改める。

第十六条第一項中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千五百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

三 代表者の氏名

柚木 聖児

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号

五 定款に記載された目的

この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、鴻巣市から鴻巣市の区域内において行われる鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

鴻巣市、北本市、加須市、久喜市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

鴻巣市環境課

北本市環境課

加須市環境政策課

久喜市環境課

鴻巣行田北本環境資源組合計画建設課

ロ 期間

平成二十八年十一月二十二日（火）から平成二十八年十二月二十二日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

告 示

埼玉県告示第千五百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

太昌ビル

埼玉県草加市栄町一丁目九百六一一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

株式会社大川ホールディングス 執行役員 川畑賢治

埼玉県さいたま市見沼区風渡野二百六十七一

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

株式会社大川ホールディングス 執行役員 川畑賢治

埼玉県さいたま市見沼区風渡野二百六十七一

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネコ商店ビル

埼玉県春日部市大場字沼端十四番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） カネコ商店株式会社 代表取締役 金子昭宏

埼玉県春日部市大枝六百七十二番地

（変更後） カネコ商店株式会社 代表取締役 金子昭宏

埼玉県春日部市大場千二百七十三番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） カネコ商店株式会社 代表取締役 金子昭宏

埼玉県春日部市大枝六百七十二番地

株式会社スーパバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後） カネコ商店株式会社 代表取締役 金子昭宏

埼玉県春日部市大場千二百七十三番地一

株式会社スーパバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子ビル

埼玉県春日部市大枝屋敷前三百三十一一、三百三十一一、三百三十二、三百三十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）金子商事株式会社 代表取締役 金子昭四郎

埼玉県春日部市大場三百九十八番地十五

（変更後）金子商事株式会社 代表取締役 金子利雄

埼玉県春日部市大場三百九十八番地十五

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課